



第8回 胆管がん問題から化学物質リスクアセスメントへ

印刷所の洗浄剤で胆管がんを発症

皆さんは、2011年ごろに話題となった胆管がん発症の労働災害を覚えていますか？大阪のある印刷会社の従業員に相次いで胆管がんが発症したことから発覚、多数の死亡者が出了痛ましい労働災害です。

厚生労働省の報告書では「1,2-ジクロロプロパン（DCP）に長期間、高濃度ばく露したことが原因で発症した蓋然性が極めて高い」と判断され、洗浄剤として使用されていたDCPに注目が集まりました。

また、同じく洗浄剤として使用されていたジクロロメタンは「胆管がん発症に影響を及ぼした可能性が考えられるが、発症原因として推定するには至らなかった」とされていますが、いずれも後に特定化学物質第2類物質になりました。

なお、当時、ジクロロメタンは洗浄剤に含有しており、その洗浄剤を使用していた多くの印刷会社で、一気に代替されて使用が皆無となったことを記憶しています。

規制されていなければ安全？

当時、DCPは個別の規則で、製造・取扱いに際して、具体的な措置を義務付けた特別則（有機則、特化則など）に該当する物質ではなかったため、作業環境測定や特殊健康診断の義務も、局所排気装置等の設置義務もなかったのです。この印刷会社では、「規制されていないから安全だろう」と考え、洗浄剤を当時有機則の対象であったジクロロメタンから、DCPに切り替えたそうです。

国際がん研究機関（IARC）は、この問題が明らかになるまでDCPをグループ3（ヒトに対する発がん性については分類できない）としていました。つまり、良かれと思ってDCPを使用したところ、このような災害が起こってしまったのです。

ちなみに、この災害事例後IARCは、DCPをグループ1（ヒトに対する発がん性がある）に分類しました。

我々が作業環境測定に行くと、たまにお客さんから「測定が必要のない特別則非該当の物質に代替する」というお話を聞くことがあります。その時には、胆管がんの例も踏まえて「規制されていないから安全というわけではないですよ」ということをアドバイスしています。

また、特別則に該当していないても危険有害性が明らかになっている化学物質はたくさんあり、測定現場でそのような物が使用されている状況を目にする機会も

多々あります。危険有害性があるかどうか分からない化学物質は、さらにたくさんあります。特別則に該当する化学物質が含有していないことをうたった製品も多くありますが、それが本当に安全かどうかまでは分からぬのです。したがって、今日では、法定物質から有害性が明確でない法定外物質への代替は推奨されていません。

厚労省のある報告によると、化学物質による休業4日以上の労働災害のおよそ8割が、特別則非該当の物質が原因であるとの驚きの実態も報告されています。

リスクアセスメントしてますか

それでは、特別則で規制されていない化学物質の管理をどのように行けばよいのでしょうか。実は胆管がんの労災発生前からも、石綿の問題で後手後手の対応に追われた厚労省は、特別則に該当しない化学物質も、事業場が自主的に管理していくことが重要だということで、2015年6月に労働安全衛生法を改正し、リスクアセスメントが義務付けられました。

改正当時は大きな話題になりましたが、監督署への届出義務や罰則規定などがないことから、今となっては忘れ去られてしまったようにも感じます。

リスクアセスメントは、事業場が取り扱う材料中に含まれる有害物質を把握して、積極的に労働災害を未然に防ぐ対応に動くことを期待しています。リスクアセスメントの結果、法定の物質の含有を把握した場合は、その法令に基づいた対応を取ることになり、化学物質の気中濃度を測定し、その実測値を活用する「作業環境測定等」を実施することが非常に有効です。



京都工場保健会では特別則に該当する化学物質はもちろんのこと、その他の化学物質の環境測定も行っています。また、測定できる化学物質を増やすため、日々、測定手法の検討を行っていますので、お気軽にお問い合わせください。

最後に、胆管がん問題の発端となった前述の印刷会社は、問題発覚後、真摯に対応を行い、「健康経営優良法人」の認定を受けることができるまでに改善されたそうです。



← 環境保健課 HP

お問い合わせ、環境測定のご依頼は環境保健部まで ☎075-823-0528